令和4年度第5回神奈川県環境影響評価審査会議事録

- 1 日 時 令和5年2月27日(月曜日) 17時から18時24分
- 2 場 所 神奈川県庁本庁舎3階 大会議場及びWeb会議
- 3 出席委員 一ノ瀬友博【会長】、大澤啓志、奥真美、小根山裕之、海津ゆりえ、金子弥生、 熊崎美枝子、小林剛【副会長】、酒井暁子、鈴木秀和、鈴木洋平、袖野玲子、 髙橋章浩、二宮咲子、丹羽由佳里、速水洋、廣江正明
- 4 傍聴人 4人(一般傍聴人の定員10人)

5 議 題

(1) 対象事業の諮問及び審査

東京南線3,4号線改修工事 環境影響予測評価実施計画書について

(2) その他

6 審議概要

(1)対象事業の諮問及び審査

東京南線3,4号線改修工事 環境影響予測評価実施計画書について

(事務局)

資料1-1「東京南線3,4号線改修工事 環境影響予測評価実施計画書に係る審議資料」について説明。

(一ノ瀬会長)

それでは次に、補足資料について、事業者から説明していただきます。事務局は、会場内に事業者を案内してください。

(事務局)

事業者を紹介。

(一ノ瀬会長)

さっそくですが、前回の委員からの質問について、まず事務局から回答する部分の説明をしていただきます。引き続いて事業者の方から、補足資料について、20分程度で御説明をいただければと思います。それではよろしくお願いします。

(事務局)

資料1-2「アセスの対象要件について」について説明。

(事業者)

資料1-3「東京南線3,4号線改修工事 環境影響予測評価実施計画書 補足資料」について説明。 (一ノ瀬会長)

ありがとうございます。それでは質疑に入る前に、事務局は、欠席の委員から御意見、御質問を

預かっているでしょうか。

(事務局)

欠席の委員からは意見等をお預かりしていません。

(一ノ瀬会長)

それでは、続きまして、ただいま事務局や事業者の方から説明のありました内容について、委員 の皆様から御意見・御質問がありましたら、御発言をお願いできればと思います。

いかがでしょうか。奥委員、お願いします。

(奥委員)

御説明、どうもありがとうございました。アセスの対象要件について、及び鉄塔の改修工事等について御説明いただいて資料も整理していただいたので、理解ができました。クリアになったかと思います。一点だけ追加で確認したいのですが、資料1-2の事務局の説明資料で、アセスの対象要件についてという資料ですけれども、こちらで条例施行規則別表第1に定められている要件がありますが、そこに規定する電線路の設置には、鉄塔の新設、増設、建替え及び移設が含まれるということですが、電線路の設置の中に鉄塔の新設、増設、建替え及び移設が含まれることが別表からは明示的ではありませんが、これは省令の方を確認すると鉄塔の新設についても含まれるということでしょうか。その点だけ確認させてください。

(一ノ瀬会長)

今の御質問について、いかがでしょうか。

(事務局)

事務局から回答いたします。規則別表第1にしましても、また省令等につきましても、特に鉄塔について、規定しているわけではありません。事実上、電線路の設置というものについて、これを対象要件と定めた時に、電線路が動くというためには、実際上は鉄塔が新設するなり何なりするということで、事実上の運用として鉄塔が動いた場合という形にさせていただいております。

(奥委員)

運用上、鉄塔も含まれるものだと、ある意味それが当然のことだという前提で、そのようにされているということですね。

(事務局)

そのとおりです。

(奥委員)

分かりました。本件のような類似の案件が今後どの程度出てくるか分かりませんが、何がアセスの対象に含まれて、何が外れるのかということは、できるだけ明確に文章に落としておく、規定に落としておくことが望ましいと思いますので、施行規則の例えば備考になるのか、どこかに明示的な規定を置いておいていただく方が良いかなと思いました。そもそも何がどこまでアセスの対象になるのかというのが、今回のように確認しなければならないという作業は、時間の無駄となってしまいますので、そのようなことがないように規定の方を整えていただく必要が今後あるのかと思いました。

(一ノ瀬会長)

ほかにいかがでしょうか。袖野委員、お願いします。

(袖野委員)

御説明、どうもありがとうございました。もし以前、説明されていたら申し訳ないのですけれども、アセスの対象範囲についてですが、今回工事のために、モノレールを使ったり、索道であったり、そのほかの部分で様々な工事が行われるようなのですけれども、これは対象となるのでしょうか。廃棄物のところを拝見しますと、既存鉄塔の廃棄物量だけが対象と書かれていまして、ほかの、工事のためのステージであったり、そういった道であったり、そういったものに関連する廃棄物っていうのは入ってこないのか、という観点からの質問になります。よろしくお願いします。

(事務局)

事務局から回答いたします。まず、対象である鉄塔については、いわゆる電線路もそれに応じて動くということで電線路対象なのですが、その対象鉄塔と一体的に開発するようなものについては、そこも一応対象としておりますので、仮設の工事ヤード等も対象としているところです。以上です。(袖野委員)

そうしますと、発生土もそうですけれども、廃棄物も一体的に付随する工事として資材を運搬したり、保管したりするための場を作る過程で出てくるのではないかと想定されるのですが、こちら含めていただいたほうがよろしいのではないでしょうか。

(事務局)

事務局から回答いたします。実施計画書の4-1-5ページをお開きいただければと思います。こちらの中で廃棄物がありますが、こちらで環境影響要因としては、造成等ということで樹木の伐採、造成、既設鉄塔の撤去等ということで、選定していますので、委員の御指摘のとおり、付帯的な準備工事等に伴って発生する廃棄物も対象となります。ただ、実施計画書のほかのページにも記載していますが、まだ工事用地が確定していないということから、実施計画書の記載としては、今把握できる既設鉄塔の撤去ボリュームですとか、そういったものを記載しているという整理になっております。

(袖野委員)

なるほど。御説明、ありがとうございました。

(事務局)

実施計画書の3-1-2ページに実施区域の規模として、鉄塔工事用地、モノレールルート、モノレール基地等、概略の1基あたりの工事用地面積の例が書いてあります。今、現時点の想定としては、3-1-2ページの図3.1-1の施工計画模式図の例のとおりと考えています。

(袖野委員)

ありがとうございます。実施計画書の3-3-1ページのところに、廃棄物と発生土があるのですけれども、既存鉄塔の分しか記載されていませんので、工事に伴って出てくる廃棄物や発生土もあるという旨も記載いただいた方が、誤解がないと言いますか、明確になって良いと思うのですが、いかがでしょうか。

(事業者)

実施計画書の4-1-5ページで、発生土や廃棄物の環境影響要因ですが、「造成等(樹木の伐採、盛土、切土、既設鉄塔の撤去等)」というところで、基礎の掘削に伴う発生土は評価項目として選定しています。御意見の部分は、廃棄物の方で、既存鉄塔の撤去に伴い、廃棄物が発生するという

ところで、鉄塔の撤去のことしか書かれていないという御意見かと思うのですが、左側の方で樹木の伐採と影響要因のところに書いてありますので、その他の鉄塔以外の廃棄物も含まれるという考えではあったというところです。

(袖野委員)

分かりました。これだけ見ると既存鉄塔のことしか念頭にないのかなというふうにも読めてしまいまして、モノレールルートであったり、基地であったり、結構広い面積が工事対象となっているようですので、そうした点が明らかになるように記載いただくのが良いのではないかなという趣旨です。指摘させていただいたのは、実施計画書の3-3-1ページに、そういった記載が一切ないので、そうした工事に伴う、一体的に行う工事に伴う発生土や廃棄物についても対象とする、という旨が書かれていた方が、明らかではないかなという趣旨です。

(事業者)

御意見、ありがとうございます。実施計画書の3-3-1ページについては、代表的に鉄塔の方で書かせていただいておりますけれども、その下の方に、それに関連して出る廃棄物についても対象とするということで、現在、施工調査等が入っていませんので、具体的な項目は書けませんけれども、そのような文面を入れるような形で実施させていただければと思います。

(袖野委員)

ありがとうございました。よろしくお願いします。

(一ノ瀬会長)

ほかにいかがでしょうか。廣江委員、お願いします。

(廣江委員)

丁寧な御説明、ありがとうございます。まず、ヘリコプターの利用があり得るということと、対象にしている場所が明らかになったということ、それから、ヘリコプターの音(低周波音)について必要に応じて評価していただけるということで、大変安心しました。

ただ、もう一回指摘しておきたいことがあります。まず、低周波音の問題についてですが、御存知のように航空機騒音とか道路交通騒音のように走ったり、飛んだりした総量で評価されるものとは異なります。ここで低周波音の苦情がなかった或いは被害報告がなかったとして、福岡空港から海の中道に移転されたヘリコプターの発着場を対象に行われた環境影響評価の事例を挙げられていますが、この報告でもヘリポート近くの教育施設屋内で圧迫感、振動感を与えるような閾値を稀に超えたという報告がありました。やはり慎重に評価されるべきと思います。また、この海の中道は、モンサンミッシェルと同じような、海に一本の道路が通っているような場所での評価ですので、基本的に、風が結構吹いている場所で、普段から風に伴う低周波音も観測されているような場所であると思います。この山間部においてどういう風が吹いているのか、恐らくそこほど風が吹いてないと思います。地域の特性も違いますので、慎重に判断していただきたいと思います。

2点目は予測に使うヘリコプターの機種ですが、工事用ヘリコプターの機材がどのようなものか詳しいことは分かりませんが、この比較に出されました海の中道の民間ヘリポートでは、低周波音の発生の大きさを把握した機種で予測を行なっています。この事例と同様に影響がないと考えるのであれば、低周波音の影響が十分にないとして選定された工事用ヘリコプターについて、次の段階で報告していただきたい。

加えて、ヘリコプターを利用しない時の工事車両数による影響がヘリコプターの利用によってどれだけ抑制できるか、ヘリコプターの利用による影響とのバランスを踏まえて、どちらを採用したかという報告いただければと思います。私からのコメントは以上です。

(事業者)

現段階では、この六基について、ヘリコプターによる計画を今考えているということですけれど も、先ほど来のお話にもありますように、今後、施工調査をしていく中で、明確になっていきます ので、その結果に基づいて慎重に評価していきたいと思います。御意見いただいた、がたつきや騒 音レベルといったものも含めて評価していければと思っています。

また、予測の前提となるヘリについても、施工調査の中で、どれくらいの機種を使っていくかといったところを考えていきますので、これについては、予測評価書案の方でルートと共に評価の方にいれていきたいと思います。また、実際にヘリが使えずに車両、また索道での運搬になった場合についてですけれども、これはバランスを考えてということですが、現時点で当社は、どちらが有効かというところ、効率的にできるかといったところで見ていきますので、それが環境に与える影響、それが十分に低いものになるように気を付けてやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

(廣江委員)

はい、ありがとうございます。

もう1点、コメントとしては、ヘリコプターはプロペラの羽の枚数で発生する音(低周波成分)が変わると言われていますので、どのような工事用ヘリコプターを使われるか、特に低周波音についてはその点も気を付けていただければと思います。以上です。ありがとうございました。

(事業者)

羽による影響があるということも分かりましたので、また、施工調査で機種を選定していく中で、 そういった面も考慮していきたいと思います。

(一ノ瀬会長)

それでは小根山委員、お願いします。

(小根山委員)

丁寧な御説明、ありがとうございました。

今日の説明で、ヘリコプターを利用しない場合の鉄塔1基当たりの車両の発生量については、非常によく分かりました。ただ、今日お示しいただいたのは基本的には、稼働日数と発生する車両の総量ということで、例えば、1日当たりで考えた時に、どれくらいの車両が発生するのか、それがどれくらい続くのかが、今日の資料では見えてきませんでした。実施計画書の3-2-6ページで、工事用車両の標準的な施工方法が示してあり、最盛期に最大発生する車両が示されていますが、今回、ヘリコプターを使わない場合にはこのヘリコプターを想定している箇所では10トン車は使えないので、2トン車を稼働させることかと思いますが、その時に1日当たりどのくらいの台数になるか、或いはどれぐらい続くのかを示すことはできますでしょうか。また、確認ですが、このヘリコプターを稼働しようとしているところについては、ヘリコプターが稼働できる場合には、運搬等の車両はほとんど発生しない、ただし、ヘリコプターが稼働できない場合には、10トン車はここは通行できないので、今日お示しいただいた資料のように2トン車が発生するという理解でよろしいでしょ

うか。

ヘリコプターを使わない箇所については、実施計画書の3-2-6ページの工事用車両で示している 量が発生するという理解でよいでしょうか。確認をお願いします。

(事業者)

ヘリコプターを使用しない場合の工事車両の主な車両の台数等については、実施計画書3-2-6ページに記載の台数がベースになります。今回、こちらの標準的な施工方法では、大型のコンクリートミキサー車で10トンこれが40台という形になりますので、大体1基当たりコンクリートミキサー車で400トン必要になります。2トン車で換算しますと5倍になって500台(正しくは200台です。)になります。日毎の車両を今の段階では厳密に算定することができませんが、コンクリートの硬化時間と打設する時間等もありますので、この時に一番車両が多くなります。1日40台と書いていますが、合計が40台で、1日当たりだと大体4分の1の10台になります。2トン車ですとそれの5倍ということで50台になります。その台数が1日の大まかな最大値となります。最後にヘリコプターを使用した場合の工事車両については、お示ししました資料1-3の5ページの表4-1に記載の主要な材料については、ヘリコプターで運搬しますが、作業員並びに社員については、現場までヘリコプターで運搬することはできませんので、ヘリコプターを使用する場合であっても、通勤車両は通行することになります。

(小根山委員)

承知しました。恐らく一番問題になるのは、上山口小学校の前を通る道だと思います。もし、ヘリコプターを利用する場合には、通勤の方の車が1日何台か示されたような形で通ると、そうでない場合には、2トン車が結構な量、通ることになります。現地は見ていませんが、グーグルのストリートビューで見ると、小学校の前の道路は、2トン車ですれ違うのも結構難しそうな道路で、しかも歩道等もほとんどないような道路状況ですが、そこに関しては、どういうことをお考えになっているのかお聞かせいただければと思います。

(事業者)

上山口小学校の車両の考え方については、実施計画書の2-3-1ページの生活環境への配慮という項目の下から3番目に記載しています。読み上げますと、「上山口小学校の付近の道路では、原則登下校時間に工事用車両の通行は行わない。」ということで対処していきたいと考えています。また、必要によって、交通誘導員を配置して、交通安全に努めることで実施していくことが基本方針となります。

(小根山委員)

分かりました。いずれにしても交通安全は相当しっかりと実施していただくことが必要と思いま すので、よろしくお願いいたします。

(事業者)

私どもも学校等の方とも話をしながら、安全に十分留意した形で工事を進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

(一ノ瀬会長)

ほかにいかがでしょうか。廣江委員、お願いします。

(廣江委員)

度々、申し訳ありません。今の小根山委員の御発言で思い出したのですが、このアセス対象の上 山口小学校北側の2基の鉄塔について、ヘリコプターが使えない場合、両方の工事用車両もこの周 辺を必ず通るということになるのでしょうか。多分、ほかの道路はないようですし、北側から現場 に行くのは難しいと思って伺いました。可能な範囲で構いませんので、現状をお答えいただければ と思います。

(事業者)

現状、まだ施工調査をこれから始める段階ですが、机上で検討している中では、実施計画書の3-2-7ページの図3.2-2に記載している鉄塔32、33に向かっていく赤い搬入路(2トン車級)から入っていくという形にならざるを得ないと考えています。

(廣江委員)

同じルートということですね。

(事業者)

はい、そうです。

(廣江委員)

分かりました。

(事業者)

これから設計、計画していく中で、若干は変わるところはあるかもしれませんが、主要なところは同じところになると思います。

(廣江委員)

分かりました。2つの工事を順番にやれば、工事期間が長くなりますし、同時並行で行うと倍とは言わないが、通過台数が増えるため、影響を考えて順番に工事を実施されると思いますが、その辺りについてもいろいろと伺っていくことがあると思います。詳細が決まった段階でまた御説明ください。よろしくお願いします。

(事業者)

同時に施工するということはなるべく避けていきたいと考えていますが、詳細が決まった段階で 御説明させていただければと思います。

(一ノ瀬会長)

大澤委員、お願いします。

(大澤委員)

自分が質問したものは既に終わっているかと思います。補足資料を見させていただいて、調査時期は良いとして、調査範囲を広げていただいたこと、より環境配慮型の工事をするとしたことはとても良いことではないかと思います。ありがとうございます。

もう一点、新たに気付いたことがありまして、実施計画書の4-2-14ページに動物のトラップ調査や定点観察地点を示した図がありますが、気になったのは哺乳類や昆虫類のトラップ地点です。今回の場合、改変されるのは鉄塔の場所とかなりピンポイントです。もちろん、地域の生物相を把握するという意味ではよく、地点もまだ確定ではないかと思うのですが、トラップ地点の位置をもう少し改変されるピンポイントの場所にしていただきたいです。以上です。

(事業者)

今後、確定する事業計画と現地の状況を踏まえて、御意見を参考に直接改変される部分にトラップ地点をそちらにも設ける観点から検討していきます。

(大澤委員)

はい、ありがとうございます。よろしくお願いします。

(一ノ瀬会長)

ほかにいかがでしょうか。

前回、御質問いただいた委員の皆様は確認いただけたでしょうか。酒井委員、お願いします。 (酒井委員)

植物の調査方法について、御検討いただき、ありがとうございます。一点だけお願いしたいのは、普通の植物社会学の調査方法ですと群落断面図を描いて、樹高や林冠高を記載するかと思うのですが、林冠に到達しているような太い木については、直径を測っていただくとよいかと思います。群落のまとまりとしてはすごく狭い範囲ですが、丘陵地の尾根上には特異的にすごく太い木が生えるという現象があります。丘陵地は地形のひだが細かく、尾根線の幅は非常に狭いので植生の範囲は狭いけれど貴重なハビタットになって、太い木が生えていることが一般的にあります。実際、現地を見せていただいたときにも、かなり太いスダジイが生えており、貴重かなと思いました。そうした状況がきちんと把握できるような記載をお願いできればと思います。丁寧にやれば、一本一本の木を調査する毎木調査という方法もありますが、地形条件が厳しくて調査するのは大変な場所もあると思いますので、そこまでする必要はないかと思いますが、林冠に到達している代表的な太い樹木については、太さも測っていただければと思います。

それから、三浦半島はシカの害がほとんどないようで、下層の植生がきちんと残っていて、今の日本では結構、貴重ではないかと思います。そういう意味でも、希少性や重要性の高い植生状況と言うことができます。下層植生に希少な草本植物が生えている可能性はあるので、丁寧に見ていただけるのではないかと思いますが、どのような植生の状況なのかということも少し丁寧に見ていただければと思います。よろしくお願いします。

(事業者)

特殊な環境ということで、いただいた御意見を参考に丁寧に見ていくということと林冠に達する 樹木については、通常やっていませんが、今回は木の太さを測ることを実施します。

(酒井委員)

ありがとうございます。状況が分かればよいと思いますので、全部やる必要はありませんので、 よろしくお願いします。

(事業者)

植生調査を実施する地点ということで。

(酒井委員)

コドラートを張って、植物社会学の調査をするときに林冠に到達している木を全部、測る必要はないです。林冠に到達している代表的な太い木について、測っていただければよいと思います。それほど発達した植生ではないところで行う必要はなく、具体的には資料1-3の植生図(表15-1)の凡例で言うと6番のシイーカシ二次林と7番のオニシバリーコナラ群集を対象にしていただければと思います。またそうした植生単位と認識されない狭い範囲でもシイやカシが優先する尾根上の群

落については、木の太さも併せて評価してほしいです。

(事業者)

照葉樹のところで太い木については、調査します。

(酒井委員)

よろしくお願いします。

(一ノ瀬会長)

ほかにいかがでしょうか。既に一部、いただいていますが、今回の補足資料に限らず、本事業全体に関して御意見、御質問がありましたら、お願いします。

海津委員、お願いします。

(海津委員)

前回、参加できなかったので、どなたか御質問しているかもしれませんが、レクリエーション資源についてです。確認事項となっているので、今日は資料にはなかったと思いますが、前回、(工事)ルートを決める過程で検討するという御回答があったかと思いますが、この部分について、何か今回、進んだことがありましたら、教えていただければと思います。資料1-1の10ページになります。

(事業者)

実施計画書の審査段階ではまだ調査等が行われていませんので、前回以降、新たに確認できるような情報はありません。

(海津委員)

はい、分かりました。今後ということですね。了解しました。

(一ノ瀬会長)

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

とりあえず、本日については、皆様から御意見をいただきましたが、事務局に聞きますが、次回 に説明いただくことはありましたでしょうか。

(事務局)

事務局としましては、今回の議論を踏まえて、改めて次回、議論いただくことはないものと考えています。補足資料的なものを出していただくことで差し支えないものと考えています。

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、次回、答申案の審議でよろしいですか。委員の皆様、いかがでしょうか。

よろしいですか。もし、事業者の方に確認いただくことがあれば、次回も来ていただいて説明を いただくことになりますが、答申案の審議ということになりますと、事業者の方はいらっしゃいま せんが、大丈夫でしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、あと補足資料をいただく程度のことはあるかもしれませんが、皆様の疑問については、ある程度、お答えいただけたのではないかと思います。次回、答申案の審議を行えればと思います。

事業者の方におかれましては、本日の審査会が御出席いただく最後の審査会となります。これまで、当審査会に御協力いただき、ありがとうございます。当審査会での審議を踏まえ、予測評価書案に係る対応等については、遺漏なく実施していただきますよう、よろしくお願いします。

事業者の方、お疲れさまでした。事務局の案内に従って、御退室ください。

(2) その他

(一ノ瀬会長)

それでは、事務局から報告の申し出がありますので、これを受けます。事務局、お願いします。 (事務局)

資料2 (環境アセスメントにおける蓄電所の取扱いについて)を説明。

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。何か質問等はありますか。よろしいですか。そうしましたら、この報告 については、以上とさせていただければと思います。

本日の議題は以上ですが、ほかに何かありますでしょうか。 特にないようですので、本日の審査会はこれで閉会します。

以上